

令和4年度の国民健康保険被保険者証 更新が始まります！

健康保険課より
大切な
お知らせです！



3月中は、**そら色**の被保険者証（令和3年度）



納期内納付されていない方は
郵送されませんので
窓口交付となります



4月からは、**うぐいす色**の被保険者証（令和4年度）をお使いください。

被保険者証は令和4年4月1日～令和5年3月31日までの有効期限です。

※そら色の被保険者証は4月以降ご自身で破棄してください。

被保険者証は受取り間違いが生じないように**簡易書留で郵送**いたしますので、ご自宅にてお受取りください。
なお、国保税の未納のない方を対象に、3月中に発送を予定しておりますので、4月以降もご自宅に届いていない場合は、お手数ですが石垣市役所 健康保険課までご連絡ください。

郵送時にご不在で、郵便局の保管期間が過ぎたものは石垣市役所 健康保険課に
返戻されますので、窓口に取り取りに来てください。（再送は致しません。）



書留郵便
で～す！

下記の方は、従来通り窓口でのお手続き後に更新となります。

住所地特例の方 （継続＆新規）

- ・在園（在所）証明書
- ・ご本人のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁者（家族または施設の方）の顔
写真付身分証明書



※お手続きは3月31日までに必要書類をお持ちの上ご来庁ください

修学特例（マル学）の方 （継続＆新規）

- 【在学中の方（継続）】
- ・学生証または在学証明書の写し
- 【新入生（新規）】※転出届後に手続き
- ・入学証明書または入学金領収書の写し
- ・お子様のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁保護者の顔写真付身分証明書



◆修学特例（マル学）とは
進学のために住所を異動（転出）し、
保護者の仕送りのみで生計を立てて
いる学生の被保険者証を、石垣市在
住の保護者の世帯員として引続き利
用できるようにするための手続です。
卒業または退学（休学）など、学生
ではなくなった場合は喪失の届け出
が必要になります。

下記に該当する方は有効期限が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

★ 令和4年度中に70歳を迎える方

70歳の誕生日月の月末までの有効期限になっております。（1日生まれの方は前月の末日）

※例 8月11日誕生日⇒有効期限：8月31日 8月1日誕生日⇒有効期限：7月31日

新しい保険証は、被保険者証兼高齢受給者証となり、交付は誕生日の月
（1日生まれの方は前月）に書留郵便で郵送されますのでご自宅でお受け取りください。



★ 令和4年度中に75歳を迎える方

75歳の誕生日の前日までの有効期限になっております。

※ 10月11日誕生日⇒有効期限：10月10日

新しい保険証の交付は、お誕生日の前月にハガキが郵送されますので
ハガキを持参のうえ窓口にお越しください。

★ 外国籍の方

令和4年度中に在留期限を迎える方は、被保険者証の有効期限も在留期限と同じになります。
在留期限を更新されたら被保険者証の更新となりますので、健康保険課までお越しください。

When you update a residenc card, it is necessary to get a new National Health
Insurance card afterwards.

